

# (仮称) 彦根総合運動公園整備

## 基本構想(素案)

平成 26 年 12 月

滋 賀 県

## <目 次>

第1章. 基本構想の背景	P1-1
1-1 基本構想策定の趣旨	P1-1
1-2 計画地の概要	P1-1
第2章. 公園整備の基本的な考え方	P2-1
2-1 公園のイメージ	P2-1
2-2 公園整備の基本的な考え方	P2-1
第3章. 計画条件の整理	P3-1
3-1 公園整備の前提条件	P3-1
(1) 現状把握	P3-1
(2) 上位関連計画の整理	P3-5
(3) 既往資料の整理	P3-7
3-2 公園整備のポイント	P3-13
第4章. 基本方針の検討	P4-1
4-1 基本方針の検討	P4-1
第5章. 施設計画等の検討	P5-1
5-1 敷地拡張の検討	P5-1
5-2 導入施設の検討	P5-1
(1) 国体開催を契機とした県民のスポーツ拠点としての機能強化	P5-1
(2) 国体開催後も県民や地域住民に愛着をもって利用される持続可能な公園整備	P5-3
(3) 彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園整備	P5-5
(4) 公園内に導入を検討している施設 【再掲、まとめ】	P5-6
第6章. 事業化の検討	P6-1
6-1 公園整備スケジュールの検討	P6-1
6-2 今後の主な課題	P6-1
資料	
1 (仮称)彦根総合運動公園整備計画検討懇話会の開催概要	資料 P1
2 国体検討懇話会 検討結果報告書(平成25年1月7日 国体検討懇話会)	資料 P2
3 第79回国民体育大会開催基本方針 (平成25年10月31日開催・第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会の第1回総会決定)	資料 P4
4 第79回国民体育大会主会場(開・閉会式場および陸上競技会場)選定評価報告書 VIII 評価の総括 ～主会場選定(案)～ (平成26年5月 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 主会場選定専門委員会)	資料 P5
5 上位関連計画の概要	資料 P6

## 第1章 基本構想の背景

### 1-1 基本構想策定の趣旨

昭和56年(1981年)に開催された『びわこ国体』以来43年ぶりとなる第79回国民体育大会が平成36年(2024年)に滋賀県で開催されるにあたり、県内には「国民体育大会施設基準」に適合した施設がなく、開・閉会式場を兼ねる陸上競技場(以下「主会場」という。)の確保が喫緊の課題となっています。

平成26年5月、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会常任委員会において、「日常性」「将来性」「地域への貢献」「スポーツの推進」の視点から総合的に評価され、主会場が滋賀県立彦根総合運動場(滋賀県彦根市松原町地先)に決定されました。

この主会場の決定に先立って、平成24年度に開催された国体検討懇話会での検討や、平成25年10月に滋賀県開催準備委員会で決定された「大会開催基本方針」では、施設整備にあたっては『国体後も多くの人々が利用できる多様な機能を持つ施設』であることと整理されています。主会場の決定においても、こういった趣旨に沿うとともに、現有施設の規模や周辺地域の特性への対応として、現有施設の敷地拡張や軟弱地盤への対応や周辺地域が有する歴史性・文化性との調和を図りながら、また、地元彦根市との連携、協力のもと、施設を整備することが重要との意見を付されました。

現在の彦根総合運動場には第2種陸上競技場しかなく、主会場の施設基準を満たす第1種陸上競技場を備えた都市公園として再整備する必要があることから、公園の理念、公園としての機能や整備のイメージ等の公園整備の基本的な方向について、外部有識者による公園整備計画検討懇話会で各専門的見地からご意見をお聞きしながら、本県の考え方を(仮称)彦根総合運動公園整備基本構想(案)として整理しました。

### 1-2 計画地の概要

(仮称)彦根総合運動公園の計画地の概要は次のとおりです。



図 1.1 計画地位置図

表 1.1 (仮称) 彦根総合運動公園計画地の概要

所在地	滋賀県彦根市松原町 3028 (滋賀県立彦根総合運動場)
敷地面積	140,074 m <sup>2</sup> (滋賀県立彦根総合運動場)
都市計画法	用途地域：第1種中高層住居専用地域 (建ぺい率：60%/容積率：200%) 彦根城風致地区
交通機関	鉄道：彦根駅から約 1.6km 徒歩約 20 分 車：彦根 IC から約 2.9km 車で約 7 分

## 第2章 公園整備の基本的な考え方

### 2-1 公園のイメージ

現在の彦根総合運動場を第1種陸上競技場をそなえた都市公園として再整備するにあたって、再整備後の（仮称）彦根総合運動公園を次のとおりイメージして整備を進めます。

#### ◆スポーツを通じた体力・健康づくり、夢育ての場

広く県民が日常的に気軽にさまざまなスポーツを楽しめ、生涯にわたって体力・健康づくりの場として持続的に活用できるとともに、滋賀の次世代を担う子どもたちや若者たちが、スポーツを「する、みる、ささえる」ことにより、夢を育てることができる場としても活用できるような公園

#### ◆スポーツを通じた多様な主体の交流の場

世代や性別、障害の有無などを問わず、一人ひとりが思いやりや信頼の心をもって、スポーツを「する、みる、ささえる」といった機会を通じて人と交流することにより、多様な価値観を認め合い、コミュニティの形成や活動の輪が広がり、そして、幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現へとつなげていけるような公園

#### ◆スポーツを通じた歴史・文化などとの触れ合いの場

彦根城や琵琶湖に近接し眺望できる位置において、スポーツやイベントを通じて、歴史、文化、地形の変遷といった地域特性や、光、風、木々、芝生、小川などの豊かな自然に触れることにより、一人ひとりが感動や喜びを覚え、感性や創造力を育み、元気になり、地域がにぎわい、活気づいていく源となる公園

### 2-2 公園整備の基本的な考え方

上記の公園のイメージを踏まえ、（仮称）彦根総合運動公園の再整備における公園整備の基本的な考え方は次のとおりとします。

県民のスポーツ拠点として機能を強化するとともに、世代をこえて人々に長く愛着を持って利用される多様な機能をそなえた公園として、彦根城をはじめとする周辺の景観等と調和を図りながら再整備をします。

### 第3章 計画条件の整理

#### 3-1 公園整備の前提条件

##### (1) 現状把握

##### 1) 施設の概要

彦根総合運動場は、県民の心身の健全な発達とスポーツの普及振興を図る目的で設置され、県内唯一の県立の総合運動施設として、県民のスポーツの拠点となっています。

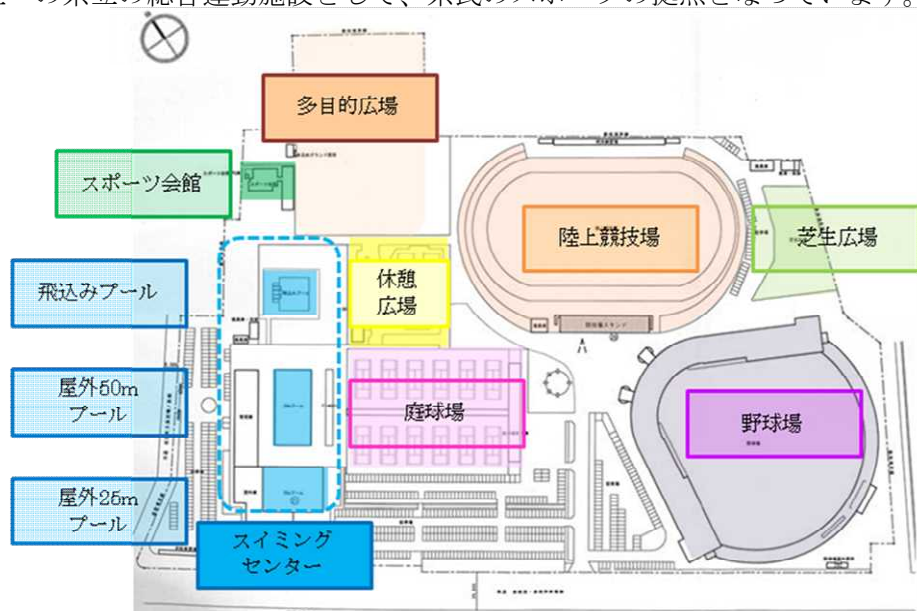


図 3.1 県立彦根総合運動場・施設配置図

各施設の概要は次表のとおりです。

表 3.1 彦根総合運動場・施設概要

施設	概要
陸上競技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設規模：25,405 m<sup>2</sup></li> <li>第2種公認</li> <li>400m×8コース</li> <li>全天候型舗装</li> <li>6,000人収容</li> <li>(メインスタンド：約1,100人、サブスタンド(芝生)：約4,900人)</li> </ul>
野球場	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設規模：24,688.15 m<sup>2</sup></li> <li>グラウンド中堅122m、両翼99m</li> <li>10,000人収容</li> <li>(内野スタンド：約6,000人、外野芝生スタンド：約4,000人)</li> </ul>
庭球場	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設規模：9,733 m<sup>2</sup></li> <li>競技用砂入り人工芝コート 12面</li> <li>500人収容</li> </ul>
スイミングセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設規模：12,195 m<sup>2</sup></li> <li>屋外公認50mプール 9コース 410人収容</li> <li>屋外公認25mプール 7コース</li> <li>公認飛び込みプール 飛び板 高飛び5m、7.5m、10m</li> </ul>
多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設規模：14,000 m<sup>2</sup></li> <li>陸上競技場のサブグラウンドおよび各種スポーツ大会、運動会に使用</li> </ul>
スポーツ会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設規模：492.26 m<sup>2</sup></li> <li>宿泊室：洋室8室(8人部屋)、和室1室(13人部屋)</li> <li>食堂(自炊)</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車台数：680台</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>休憩広場、芝生広場、園路、エントランスなど</li> </ul>
敷地面積	140,074 m <sup>2</sup>



■現地写真



野球場（内観）



野球場（外観）



庭球場



多目的広場



スイミングセンター（外観）



スイミングセンター（飛込）



陸上競技場



スポーツ会館

## 2) 利用状況等の整理

彦根総合運動場の利用状況および施設整備等を次表のとおり整理しました。

表 3. 2 施設利用状況等

	年間利用人数	施設整備年度・改修履歴等
彦根総合運動場 陸上競技場全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度：245,065 人</li> <li>過去 5 年間平均：228,257 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和 14 年「県営彦根運動場」として竣工</li> </ul>
陸上競技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度：76,376 人</li> <li>過去 5 年間平均：63,643 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和 14 年 開設</li> <li>昭和 44 年 第 2 種陸上競技場公認</li> <li>昭和 52 年 全天候型舗装完成</li> </ul>
野球場	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度：23,898 人</li> <li>過去 5 年間平均：26,267 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和 34 年～37 年 改修</li> <li>平成 5 年 改修</li> </ul>
庭球場	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度：36,587 人</li> <li>過去 5 年間平均：38,503 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和 53 年 竣工 (10 面)</li> <li>平成 8 年 改修、管理棟新築 (12 面)</li> </ul>
スイミング センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度：28,184 人</li> <li>過去 5 年間平均：27,201 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和 49 年 竣工</li> <li>昭和 52 年 飛込プール竣工</li> <li>平成 20 年 スイミングセンター 上屋解体</li> </ul>
多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度：57,292 人</li> <li>過去 5 年間平均：48,752 人</li> </ul>	
スポーツ会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度：(宿泊) 1,850 人</li> <li>過去 5 年間平均：(宿泊) 2,215 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和 52 年 竣工</li> </ul>
施設運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 18 年 4 月より、指定管理者として、財団法人滋賀県体育協会が施設運営 (3 年間)</li> <li>平成 21 年 4 月より、再度指定管理者として、財団法人滋賀県体育協会が施設運営 (5 年間)</li> </ul>	



### 3) 立地条件等の整理

彦根総合運動場の交通アクセスや周辺土地利用状況は下図のとおりです。

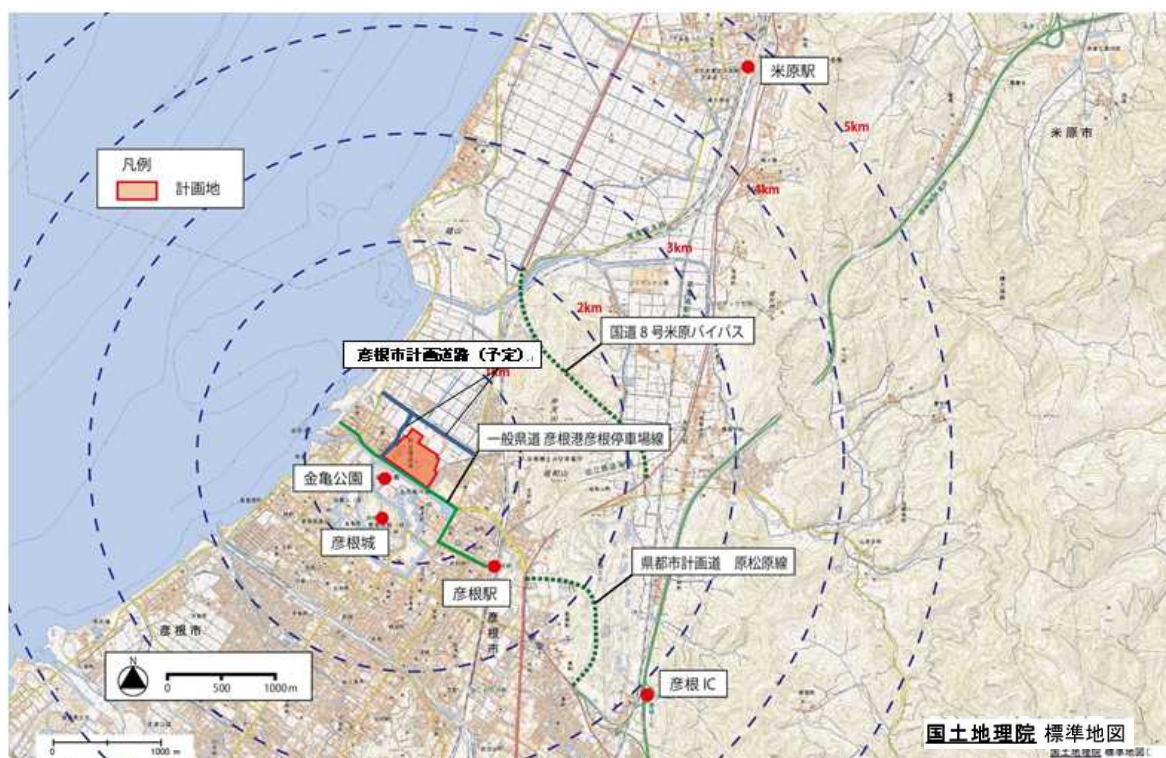


図 3. 2 計画地位置図

#### ①交通アクセス

- ・米原駅から計画地まで約 7.3km、車で約 11 分
- ・彦根駅から計画地まで約 1.6km、車で 4 分、徒歩約 20 分、バス運行本数（平日：6 本/日、土日祝日：4 本/日）
- ・彦根 IC から計画地まで約 2.9km、車で約 7 分

※周辺では、国土交通省事業として国道 8 号の米原バイパス(供用時期未定)、県都市計画道路事業で原松原線(H31 年供用予定)の 2 路線の整備計画があるほか、彦根市において計画地の北側、西側で 2 路線の道路整備が検討されています。

#### ②周辺の土地利用

- ・計画地周辺は、干拓による埋立地に位置しています。
- ・計画地の東側・西側はともに市道と河川に隣接し、さらに住宅密集地域が広がっています。
- ・計画地の南側は彦根港彦根停車場線を挟んで、彦根城・金亀公園が立地しています。
- ・計画地の北側に小学校・高校・市体育館が立地しているほか、一部宅地が点在している農地が広がっています。

## (2) 上位関連計画の整理

公園整備にあたり、計画地およびその周辺地域に関連している滋賀県・彦根市等におけるまちづくりや防災などにかかる諸計画について整理しました。

表 3.2 関連計画の整理

種 別	関連計画等	関連計画の概要
都市計画法	①彦根長浜都市計画 (平成 24 年 3 月滋賀県)	■都市景観形成と保全に関する方針 商業地・工業地・住宅地などの適正な用途確保と配置・誘導を図る目的で、彦根市は、中心商業地に位置づけられている。本都市計画区域は伝統的なまちなみ景観や、豊かな自然・歴史・文化資源を有しており、これらの保全と調和するまちづくりを推進する。 (詳細は、参考資料 P6 参照)
	②彦根市都市計画マスタープラン) (平成 19 年 3 月彦根市)	■土地利用の方針 彦根港、金亀公園および総合運動場周辺地域一体を彦根市の観光・レクリエーション系(ゾーン)の拠点として位置づけ、その利活用を図る。 (詳細は、参考資料 P7 参照)
景観法	③彦根市景観計画 (平成 19 年 6 月彦根市)	計画地は市街地景観形成ゾーンに属し、一部城下町景観形成地域に入っている。 (詳細は、参考資料 P8 参照、規制に関しては P3-11 参照 )
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	④彦根市歴史的風致維持向上計画 (平成 23 年 3 月彦根市)	歴史的風致の維持・向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要である区域を重点区域として指定する。 計画地の一部が重点区域に含まれている。 (詳細は、参考資料 P10 参照)
その他	⑤彦根市緑の基本計画 (平成 18 年 3 月彦根市)	計画地の周辺では、緑の将来像の設定が行われている。 (詳細は、参考資料 P11 参照)
	⑥彦根城世界遺産登録暫定状況における計画地の位置づけ (彦根市 HP 参考)	平成 4 年より世界遺産暫定リストに登録されており、現在も世界遺産登録を目指している城郭「彦根城」の北側に位置している。 構成資産(城郭)と緩衝地帯(彦根城の資産価値を高めるために有効な資産をもつ周辺地域)で構成されている。 (詳細は、参考資料 P12 参照)

	<p>⑦滋賀県スポーツ推進計画 (平成 25 年 3 月滋賀県)</p>	<p>すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、自ら進んで参画し、互いに連携・協働することを通じて、幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現を目指す。 (詳細は、参考資料 P13 参照)</p>
	<p>⑧滋賀県地域防災計画 (平成 25 年度滋賀県)</p>	<p>彦根総合運動場に関する防災施設の指定状況 ○滋賀県緊急輸送道路ネットワーク 計画地は広域陸上輸送拠点に位置づけられている。 ○滋賀県緊急消防援助隊受援計画 ・陸上競技場：飛行場外離着陸場 ・彦根総合運動場：宿営可能場所（屋外） ・スポーツ会館：宿営可能場所（屋内） に指定されている。 (詳細は、参考資料 P14 参照)</p>
	<p>⑨彦根市地域防災計画 (平成 25 年度彦根市)</p>	<p>彦根総合運動場に関する防災施設の指定状況 ○緊急輸送ネットワーク 計画地は広域陸上輸送拠点に位置づけられている。 ○災害用ヘリポート 計画地内多目的広場・陸上競技場が指定されている。 ○一時避難場所 計画地内スイミングセンターが指定されている。 (詳細は、参考資料 P14 参照)</p>
	<p>⑩東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画 (中央防災会議・平成 19 年 3 月 20 日)</p>	<p>非被災地域から被災地域へ物資を輸送する広域物資拠点に本運動場が指定されており、食料・約 21 万食等が輸送される計画 (詳細は、参考資料 P14 参照)</p>

なお、彦根長浜都市計画は平成 28 年見直し予定、彦根市都市計画マスタープランは、平成 26 年・27 年見直し中であり、彦根市交通マスタープランは策定中（平成 26・27 年策定予定）です。

### (3) 既往資料の整理

#### 1) 国体開催までの背景

国体開催に向けてこれまで検討を進めてきた事項等を次のとおり整理しました。

- ① 国体検討懇話会 検討結果（関係部分）
- ② 第79回国民体育大会開催基本方針
- ③ 第79回国民体育大会 主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）選定評価報告書  
（平成26年5月 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 主会場選定専門委員会）

#### ①国体検討懇話会 検討結果

平成24年度に開催された国体検討懇話会では、滋賀で国体を開催する「意義」を、5つの育て（「夢育て」、「スポーツの推進・健康育て」、「人育て」、「地域育て」、「滋賀のファン育て」）にあることに加え、目標の一つとして、「滋賀の未来に負担を残さない国体」を挙げ、施設の整備には、“民間活力の導入も視野に入れ、必要性や規模を十分検討し、国体後も接続可能な施設”とすること、また、“環境にも配慮した防災等多目的に使用できる施設”とするよう提言がなされました。

さらに、国体開催にあたっての課題として、“国体後も多くの人々が利用できる多機能性を持つ施設を検討”することや、“全国障害者スポーツ大会も視野に入れた整備を行う必要がある”ことなどが指摘されました。

#### ②第79回国民体育大会開催基本方針

平成25年10月31日に開催された第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会の第1回総会で決定された「大会開催基本方針」では、次代を担う人材育成や真心が通い合う郷土づくり、スポーツを楽しむ環境づくりや健康・体力の保持増進、競技力の向上といった国体を契機としたスポーツの推進のほか、実施目標においては、地域の活性化や、若者や女性の参画、大会運営の簡素化・効率化の徹底、施設整備においては大会終了後の持続的な活用かつ防災等多目的に使用できる施設の整備等が掲げられています。

③第 79 回国民体育大会 主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）選定評価報告書  
 （平成 26 年 5 月 第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 主会場選定専門委員会）

彦根総合運動場が主会場として選定されました。

表 3.3 主会場選定の評価結果

項目	評価
交通アクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新幹線を含む交通アクセスが有利で、彦根駅から徒歩圏内である。</li> <li>・Jリーグを念頭に置くと公共交通機関（電車）のアクセスは重要。</li> </ul>
多様な主体による多目的利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利便性がよく、多様な人々が日常的に利用可能な施設。</li> <li>・将来にわたって継続的に多くの方のスポーツの利用のほか、多目的な活用も見込める。</li> <li>・近くに琵琶湖、国宝彦根城を望む位置での主会場は、滋賀の認知度をあげる施設となる。</li> <li>・滋賀県のスポーツ推進の中核施設として機能強化。</li> <li>・存置要望の高い野球場は存置する。</li> </ul>
周辺の集客施設との相乗効果が見込める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅から徒歩圏内であること、彦根城を中心として観光名所や地場産業が定着しており、それらと連動させることで、人の流動化や、地元への経済的、社会的効果が期待できる。</li> <li>・市街地や文化資源に隣接し、市街地への直接的な整備効果が期待できる。地域経済活性化の効果が高い。</li> </ul>
現在の防災機能と整備に伴う影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国体主会場として、交通（道路）アクセスや通信を含むライフライン等が整備されることにより、防災拠点としての機能増強が期待できる。</li> </ul>
宿泊施設や輸送・交通手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上競技会の開催での宿泊者数（2,700人）を超える宿泊定員。</li> <li>・公共交通機関や臨時駐車場、宿泊施設等からのシャトルバス等による運行計画の立案が可能である。</li> </ul>
事業化に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民有地買収による敷地拡張が必須となる。</li> <li>・周辺家屋への配慮や地盤改良等、必要に応じた対策が必要である。</li> <li>・用途地域の変更、高さ規制の特例を認めることによる、計画地周辺の景観や環境に及ぼす影響や世界遺産登録への影響を慎重に検討を行う。</li> <li>・将来のJリーグ規格対応の可能性に配慮しつつ、国体に向けて最低限の施設整備に留め、仮設等による対応も検討を行う。</li> </ul>

出典：「第 79 回国民体育大会 主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）選定評価報告書」

## 2) 導入機能の整理

### ①国体時における導入機能等の整理

国体では、開会式開催時に、選手団をはじめ、大会役員、招待者など多数の参加者の見込みを踏まえ、開催会場として必要な機能を次の表のとおり整理しました。

表 3.4 導入機能（国体時）

施設	利用者	想定面積	必要性	備考
式典会場・第1種陸上競技場（メインスタジアム）	選手・監督 観覧者、大会関係者	最大で 40,000 m <sup>2</sup>	◎	・開会式時には仮設席を含み固定席で最大15,000席を確保
第3種陸上競技場（サブトラック）		17,000 m <sup>2</sup> ～	◎	・入場行進前の選手団が整列する待機所として利用
選手団待機所	選手・監督 (最大 5,000人)	10,000 m <sup>2</sup> ～	◎	・入場行進に備え、選手団が整列し待機するスペース (先催県の多くは補助競技場を活用)
選手団控所		5,000 m <sup>2</sup> ～	◎	・各県選手団の拠点スペース（荷物置き場、着替場所等）
式典前演技者・オープニング出演者待機所	式典前演技者・オープニング出演者 (最大 5,000人)	10,000 m <sup>2</sup> ～	◎	・式典前演技者、オープニング出演者が出番直前に待機する場所
式典前演技者・オープニング出演者控所		12,000 m <sup>2</sup> ～	○	・式典前演技者、オープニング出演者が待機所移動前に準備等を行う ・長時間（3～4時間）待機する必要があるため、屋根や椅子の確保が必要
駐車場	大会運営者 (実施本部員の約半数)	10,000 m <sup>2</sup> ～	◎	・他に、バス乗降・転回場が10,000 m <sup>2</sup> ～、会場外に乗用車駐車場・計画バス・シャトルバス用地が90,000～120,000 m <sup>2</sup> 必要
おもてなし空間		10,000 m <sup>2</sup> ～	○	・国体スポンサー関連店のブース（必須） ・開催県のPR・物産販売や飲食ブース
保安観察場	開会式の全来場者	6,000 m <sup>2</sup>	◎	・ID管理、手荷物検査所
諸室	大会役員、行幸啓関係者	-	◎	・第1種陸上競技場（スタンド）内に確保可能
大会実施本部	実施本部員（県職員等）、報道関係者	1,000 m <sup>2</sup>	◎	・実施本部員や報道関係者の詰所、実施本部倉庫等（プレハブ等設置している例が多い）

※敷地内確保必要性：「◎」必須＞「○」会場内または隣接地必須

出典：「国体主会場選定調査検討業務報告書」



## ②国体後の導入機能等の整理

国体終了後は運動公園として日常的に利用される視点から、導入する機能等を次の表のとおり整理しました。

表 3.5 導入機能（国体後）

施設	利用イメージ等		備考
第1種陸上競技場 (メインスタジアム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・球技場（サッカー、ラグビー等）としても活用</li> <li>・第1種陸上競技場 15,000人以上（うちメインスタンドは7,000人程度で屋根付き）</li> <li>・将来のJリーグ規格対応の可能性に配慮しつつ、国体に向けて最低限の施設整備に留め、仮設等による対応も検討</li> </ul>		※サッカーJリーグ観客数（固定席）基準 （新設の場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>・J1 20,000人～40,000人</li> <li>・J2 15,000人～20,000人</li> <li>・J3 5,000人～15,000人</li> </ul>
第3種陸上競技場 (サブトラック)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種陸上競技場の補助競技場（練習やウォーミングアップに使用）</li> </ul>		
野球場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・存置する。</li> </ul>		
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な運動公園利用者のために必要な台数を想定し確保</li> </ul>		
その他運動施設	テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合運動公園として求められる機能や、日常的な利用見込みを検討のうえ、面積等の条件を勘案し設置</li> </ul>	
	プール		
	多目的広場		
スポーツ会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強化合宿等に利用</li> </ul>		
その他施設	進入路や管理用通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園としての機能に必要な不可欠な施設</li> </ul>	
	オープンスペース (芝生・緑地等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うるおいや安らぎの創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等による制限に伴い必要とされる空地、緑地としてカウントするためにも必要</li> </ul>

出典：「国体主会場選定調査検討業務報告書」

### 3) 関連法規制の整理

(仮称)彦根総合運動公園整備に向けて、関連法規制と不適合等への対応を次表のとおり整理しました。

表 3.6 関連法規制の整理

種 別		法規制等	法規制等への対応
都市計画法	用途地域	第1種中高層住居専用地域(容積/建ぺい:200/60)	用途地域の変更について彦根市と協議します。
	風致地区	彦根城風致地区(高さ15m、建ぺい40、壁面後退)	高さ規制等については、建築物の高さを抑える工夫の検討を行い、必要に応じて彦根市と協議します。
	都市公園	都市公園として整備	都市計画決定の手続きを実施します。
景観法	景観計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●城下町景観形成地域 【外町地区】住居系高さ12m、商業・工業系高さ15m 眺望、位置・形態・意匠・色彩・素材等に行為の制限事項あり</li> <li>●市街地景観ゾーン 眺望、位置・形態・意匠・色彩・素材等に行為の制限事項あり ※規制は彦根市景観条例で実施</li> </ul>	高さ規制等については、建築物の高さを抑える工夫の検討を行い、彦根市と協議します。
地域及び向上における歴史的風致の維持に関する法律	歴史的風致維持向上計画	重点区域 (計画地内において、歴史的風致形成建造物の指定や行為の規制等なし)	
県条例	環境影響評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園として整備する場合、土地の形状を変更する面積が20ha以上の場合に該当</li> <li>・都市計画法に規定する第2種特定工作物等の増設に係る敷地面積が20ha以上の場合に該当</li> </ul>	(環境影響評価条例に該当しませんが、生活環境調査を実施します。)
都市公園法	許容建築面積率	12%以下	敷地拡張で対応します。
	運動施設面積率	50%以下	敷地拡張で対応します。
	緑化面積率	目標30%以上	

出典:「第79回国民体育大会 主会場(開・閉会式場および陸上競技会場)選定評価報告書」

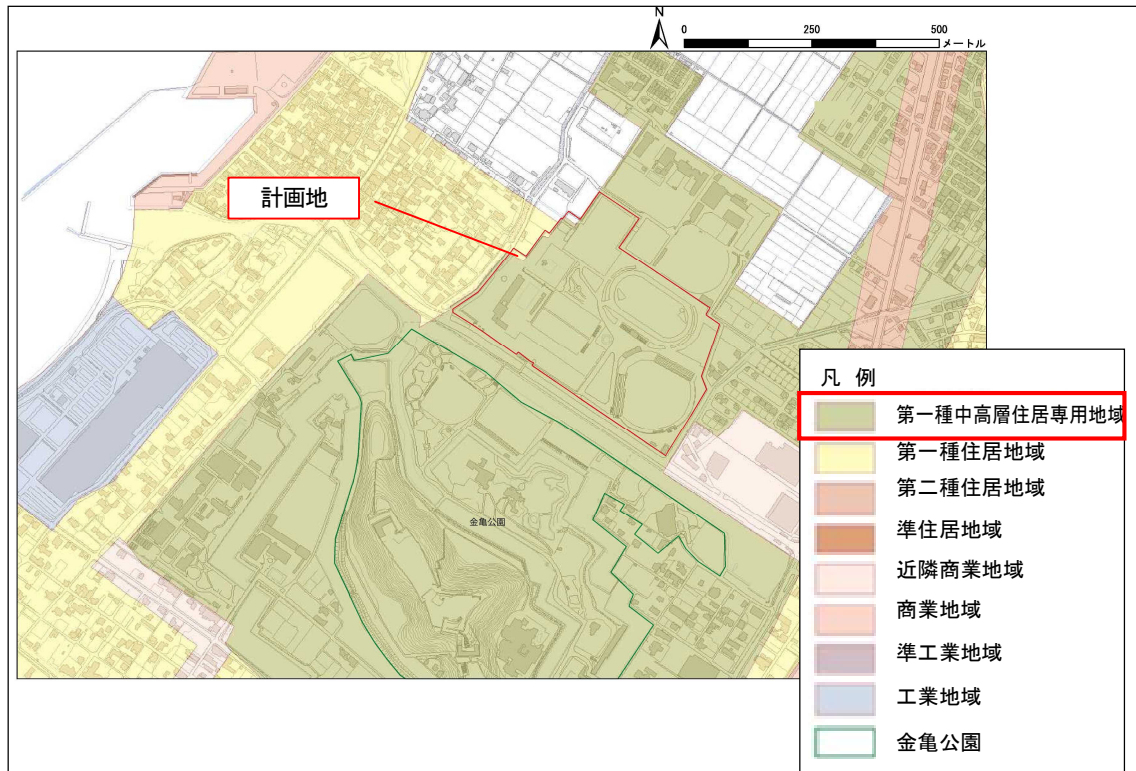


図 3.3 都市計画法・用途地域の状況

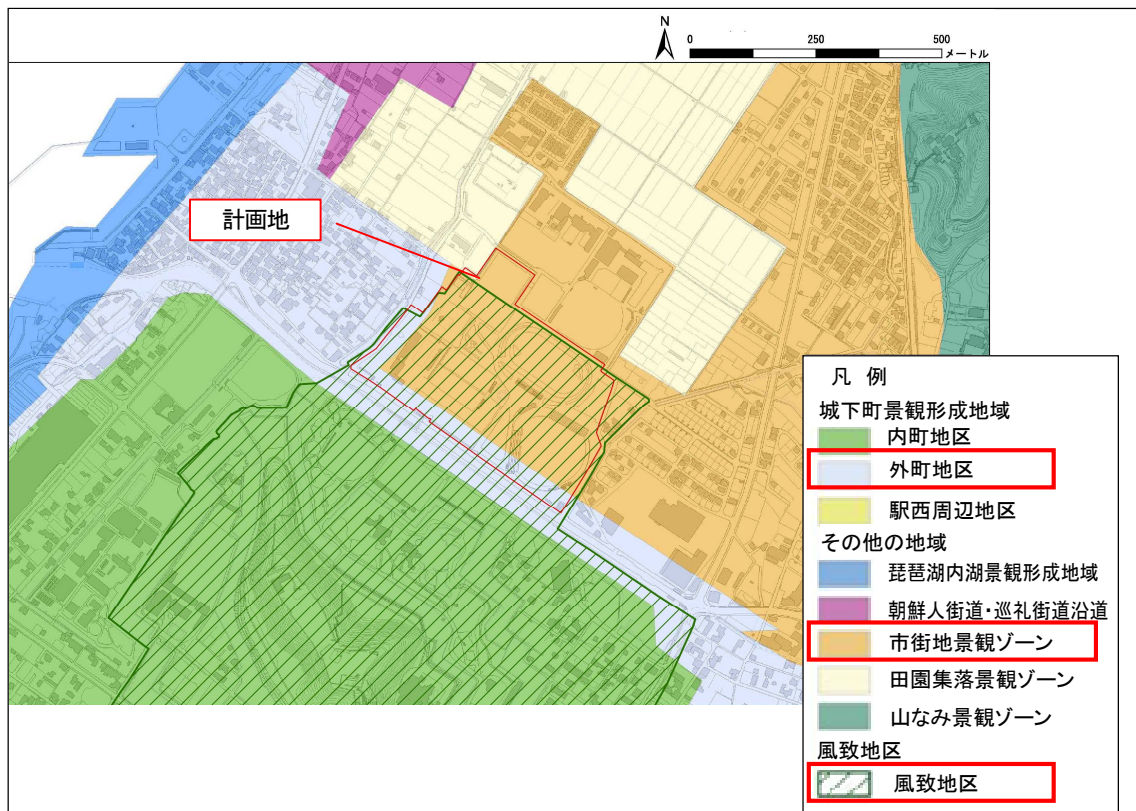


図 3.4 都市計画法・風致地区の状況

### 3-2 公園整備のポイント

公園整備の前提条件を踏まえて、公園整備のポイントを次の表のとおり整理しました。

表 3.7 公園整備のポイント

		公園整備のポイント
(1) 現状把握		・ 県民のスポーツ拠点としての魅力向上
		・ 交通アクセスの良さを活かした施設整備
		・ 周辺住環境への配慮
		・ 軟弱地盤の対策
(2) 上位関連計画		・ 伝統的なまちなみ景観や豊かな自然・歴史・文化資源への配慮
		・ 観光・レクリエーション系の拠点
		・ すべての県民が身近にスポーツを楽しむ
(3) 既往資料の整理  〔 国体検討懇話会 ・ 主会場選定専門委員会 〕	1) 国体開催までの背景	・ 多様な人々が日常的に利用可能な施設
		・ 将来にわたって継続的に多くの方が多目的に利用
		・ 防災機能を含めた多機能性を有した施設整備
		・ 環境への配慮（自然再生エネルギーの活用）
		・ ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備
		・ 国体後を見据えた適正な規模での施設整備
		・ 民間活力の導入
		・ 敷地拡張
		・ 観光名所や地場産業との連動による地域経済の活性化
	・ 将来のJリーグ対応に向け拡張の可能性に配慮	
	2) 導入機能等の整理	・ 補助陸上競技場や周辺の駐車場および公共空間等を活用した国体主会場の施設計画
3) 関連法規制の整理	・ 関連法規制への対応	

第4章 基本方針の検討

4-1 基本方針の検討

公園のイメージおよび公園整備のポイントから公園整備の基本的な考え方を整理しました。

■公園のイメージ (P2-1再掲)

- スポーツを通じた体力・健康づくり、夢育での場
- スポーツを通じた多様な主体の交流の場
- スポーツを通じた歴史・文化などとの触れ合いの場

■公園整備の基本的な考え方 (P2-1再掲)

県民のスポーツ拠点として機能を強化するとともに、世代をこえて人々に長く愛着を持って利用される多様な機能をそなえた公園として、彦根城をはじめとする周辺の景観等と調和を図りながら再整備をします。

		公園整備のポイント (P3-13再掲)
(1) 現状把握		・ 県民のスポーツ拠点としての魅力向上
		・ 交通アクセスの良さを活かした施設整備
		・ 周辺住環境への配慮
		・ 脆弱地盤の対策
(2) 上位関連計画		・ 伝統的なまちなみ景観や豊かな自然・歴史・文化資源への配慮
		・ 観光・レクリエーション系の拠点
		・ すべての県民が身近にスポーツを楽しむ
(3) 既往資料の整理  (国体検討懇話会・主会場選定専門委員会)	1) 国体開催までの背景	・ 多様な人々が日常的に利用可能な施設
		・ 将来にわたって継続的に多くの方が多目的に利用
		・ 防災機能を含めた多機能性を有した施設整備
		・ 環境への配慮 (自然再生エネルギーの活用)
		・ ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備
		・ 国体後を見据えた適正な規模での施設整備
		・ 民間活力の導入
		・ 敷地拡張
		・ 観光名所や地場産業との連動による地域経済の活性化
	・ 将来のJリーグ対応に向け拡張の可能性に配慮	
	2) 導入機能等の整理	・ 補助陸上競技場や周辺の駐車場および公共空間等を活用した国体主会場の施設計画
	3) 関連法規制の整理	・ 関連法規制への対応

【公園整備のポイントを踏まえた公園整備の基本方針】

A: 国体開催を契機とした県民のスポーツ拠点としての機能強化

交通アクセスの良さを活かして、県民のスポーツ拠点として整備を行い、日常的にスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組む。また、周辺用地を確保し施設の再整備を図る。

B: 国体開催後も世代をこえて人々に愛着をもって利用される多様な機能を備えた公園整備

だれもが気軽に、そして安全に安心して利用でき、健康づくりに寄与する公園を整備する。また、環境に配慮し、防災機能の強化を図るとともに、観光資源や地場産業との連携による地域活性化に寄与する公園を整備する。

C: 彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園整備

世界遺産登録を目指す彦根城など歴史的・文化的な景観に調和した公園整備を図る。また、公園整備にあたり、周辺の住環境に配慮した施設計画に取り組む。



## 第5章 施設計画等の検討

### 5-1 敷地拡張の検討

道路や河川などの公共物で分断されることなく、現有施設敷地（約14ヘクタール）と一体的に土地利用が可能な隣接地の約8ヘクタールを加え、全体として約22ヘクタールまで敷地を拡張する計画です。

### 5-2 導入施設の検討

#### (1) 【基本方針A】

##### 国体開催を契機とした県民のスポーツ拠点としての機能強化

国体開催を契機とした県民のスポーツ拠点としての機能強化に向けて必要な運動施設等の整備について検討しました。

#### 1) 第1種陸上競技場

##### ①施設概要（案）

- ・400m×9レーン
- ・サッカー、ラグビー等として活用できる多目的利用が可能な第1種公認陸上競技場
- ・収容人数は、15,000人～20,000人収容（想定）
- ・施設規模は、先催県の2万人程度収容の第1種陸上競技場の規模を参考にします。
- ・風向を考慮して施設の長軸を南北方向（敷地南側の県道に対して垂直に配置）とし、西日を考慮してメインスタンドは西側に配置します。

表 5.1 参考事例（第1種陸上競技場）

	事例1：O県	事例2：Y県	事例3：N県
整備時期	2003年整備 (グラウンド 1957年開場)	2011年整備 (公園 1973年開園)	2013年整備 (公園 1964年整備)
収容人員	約20,000人 (固定席：15,600人)	約20,000人 (固定席：15,050人)	20,246人 (固定席：20,246人)
施設規模	約3.5ha	約3.8ha	約3.6ha
最高の高さ※	30.7m	31.5m	23.197m
Jリーグ対応	Jリーグ(J2)のホームスタジアム	JFLのホームスタジアムの1つ	Jリーグ(J2)のホームスタジアム

※最高の高さは、メインスタンドの屋根の高さを示す。

#### 2) 第3種陸上競技場

##### ①施設概要（案）

- ・400m×8レーン
- ・第1種陸上競技場の補助競技場（練習やウォーミングアップ）として利用
- ・トラック内のフィールドは、サッカー等に利用できる仕様
- ・施設規模は、先催県の第3種陸上競技場の規模を参考にします。



表 5.2 参考事例（第3種陸上競技場）

	事例1：O県	事例2：Y県	事例3：N県
収容人員	約 1,200 人 (固定席 1,200 人)	840 人 (固定席 840 人)	約 300 人 (固定席：300 人)
施設規模	約 2.8ha	約 2.1ha	約 2.2ha
使用可能競技	陸上競技、サッカー、ラグビー	陸上競技、サッカー	陸上競技、サッカー
その他	管理室、更衣室、トイレ	器具庫	管理室、器具庫、トイレ

### 3) 野球場

①整備時期が比較的新しいことから、現有施設は存置します。

### 4) 駐車場

#### ①現況の駐車場

- ・常設駐車場：680 台
- ・大会時などは、多目的広場を臨時駐車場として活用（約 400 台）

#### ②施設概要（案）

従前の駐車可能台数を参考にします。

### 5) その他運動施設（例）

#### a 庭球場

#### ①現況の庭球場

- ・競技用砂入り人工芝コート：12 面
- ・スタンド収容人数：500 人

#### ②利用状況

- ・中学、高等学校の各種大会の他、ソフトテニス全国高校女子研修大会（YONEX 杯）等の大会で利用されている。

#### ③指定管理者、団体利用者の意見・要望

- ・公式大会の運営に最低限必要な面数は 12 面。（金亀公園庭球場との併用利用もある。）
- ・スタンドが片側にしか面しておらず、通路部分に対戦する両チームが混在して応援している状態であり改善してほしい。
- ・屋根がないため、急な降雨に対応できない。

#### ④整備の検討

- ・利用状況や指定管理者、団体利用者の意見・要望等を踏まえ整備について検討します。



現況のテニスコート



現況のテニスコート・スタンド

## b 多目的広場

### ①現況の多目的広場

- ・約 100m×約 140m (約 1.4ha)

### ②利用状況

- ・単独利用：少年軟式野球・ゲートボールの大会に利用されている他、高校・大学がサッカーに利用しています。
- ・併用利用：陸上競技場・野球場のウォーミングアップ用に利用しています。
- ・そのほか、臨時駐車場（約 400 台）として利用しています。



現況の多目的広場

### ③指定管理者、団体利用者の意見・要望

- ・幅広い年齢層に対応できる運動場として整備してほしい。

### ④整備の検討

- ・利用状況や指定管理者、団体利用者の意見・要望を踏まえ整備について検討します。

## c スポーツ会館

- ①先催県の主会場となった公園等における宿泊施設の設置状況や施設利用状況や近隣の宿泊施設や交通アクセス等の事情などを総合的に勘案し整備しないことにしました。

## d スイミングセンター

- ①拡張可能な敷地に限りがあること、都市公園法に基づく運動施設面積率、建ぺい率の制限や、施設利用状況などを総合的に勘案し、プールの公園敷地内での設置は困難であるため、他所での再整備を検討します。

## (2)【基本方針B】

### 国体開催後も世代をこえて人々に愛着をもって利用される多様な機能を備えた公園整備

国体開催後も世代をこえて人々に愛着をもって利用される多様な機能を備えた公園整備に向けて必要な施設等を検討しました。

#### 1) 休憩・交流

- ・人びとが集まって語り合えるコミュニティーの場、自分の住んでいる地域への愛着を育む場として地域の人びとが日常から気軽に利用できる広場をつくります。
- ・景観軸の主動線部は、並木にベンチを設置し、緑陰の中の休憩空間をつくります。
- ・第1種陸上競技場のメインエントランス前には、集いや待ちあいの広場空間をつくります。



木陰にベンチを設置した事例

## 2) レクリエーション・健康づくり

- ・子どもからお年寄りまでさまざまな世代の人たちが日常的に安全に利用できる遊び場やレクリエーションの場として緑に囲まれた環境の中に芝生広場をつくります。
- ・県民や地域住民の健康増進のほか、公園内を周遊して自然の光・風、木々、小鳥のさえずりなど自然、季節を体感できるジョギングコースをつくります。
- ・花木等により季節感を与え、うるおいのある美しい街づくりに役立て、また、公園内のオープンスペース部には樹木等の緑化に努め、生き物と触れ合える空間をつくります。



植栽による彩りを演出



小さな子どもも楽しめる遊具を配置

## 3) 防災

- ・大規模災害時の広域陸上輸送拠点・広域物資拠点等の役割を果たすため、大型車両等の搬出入スペースや動線を確保します。
- ・再生可能エネルギーや蓄電池の活用などにより、非常時に照明の点灯する空間となるように検討します。

## 4) 環境

- ・地球温暖化の緩和の取組として、緩衝帯を含めた緑化による大気浄化や、再生可能エネルギー（例：太陽光）の活用などによる環境負荷の軽減に配慮した施設の導入について検討します。
- ・雨水を活用した保水性舗装等によって、路面温度の上昇を抑え、ヒートアイランド現象の緩和に取り組みます。
- ・公園内の照明はLED照明器具を導入するなど省エネ対策に取り組みます。
- ・雨水を貯水しトイレ洗浄や芝への散水などに利用します。

## 5) ユニバーサルデザイン

- ・ユニバーサルデザインを取り入れることにより、すべての人が暮らしやすいまちづくりに寄与する施設整備に取り組みます。
- ・段差のない園路や緩やかで無理のない勾配の採用、階段には手すりを設置、すべての人が安全に安心して公園を利用できるよう取り組みます。
- ・車いす使用者や乳幼児連れの人などが利用できるトイレの設置、車いす使用者の駐車場区画の設置など、安心して快適に利用できる公園をつくります。
- ・公園内の案内表示は、その内容、表示方法、色彩、絵文字、外国語やふりがな併記など、



家族連れなど全ての人が  
使いやすい公園

だれにとってもわかりやすいものにします。

## 6) 地域活性化

- ・施設整備にあつては、地場産業と連携して、地域経済の活性化につながるようなデザインなどの工夫を検討します。
- ・公園利用者が施設利用後に彦根城をはじめ、城下町、伝統ある町並みを見学する動機付けとなるように、案内サインの工夫など、周辺の観光地や歴史等の情報発信について、検討します。



歴史および周辺の観光地情報が示された案内サイン

## (3) 【基本方針C】

### 彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園整備

彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園整備に向けて必要な施設等を検討しました。

#### 1) 彦根城へのシンボル軸

- ・公園内に、滋賀県を代表する歴史文化資源、観光資源でもある国宝彦根城を正面にし、並木を配置してシンボル軸を形成します。
- ・彦根城をはじめ滋賀の魅力を全国に発信し、魅力あるまちづくりに向けて、賑わいを作り出します。



計画地から彦根城を望む

#### 2) 歴史性を踏まえた施設づくり

- ・城下町や宿場町の街並み、史跡や社寺など歴史と伝統が現代まで継承されてきたことを踏まえ、次世代に続く地域の誇りとなるような施設づくりに配慮します。
- ・公園敷地の周辺一帯は旧松原内湖であり、時代とともに地形や景観が大きく様変わりしてきたことを踏まえ、百間橋などをモチーフに取り入れるなど施設づくりに活かします。



百間橋（彦根市立図書館所蔵写真）

#### 3) 緑の緩衝空間

- ・陸上競技場による圧迫感の緩和のため、陸上競技場の周囲に高木を植樹するなど景観保全に配慮します。
- ・騒音や粉じんなど、周辺の生活環境への影響を緩和するため、公園の周囲や公園内に植樹し、公園に近接する住宅地や学校施設に配慮した緑の緩衝空間を確保します。



緩衝緑地の例



#### 4) 自然素材の活用

- ・滋賀県産木材など自然素材・地場材を活用して地域の風土等に調和した施設をつくります。また、公園を訪れた人びとが自然のぬくもりや自然の大切さを感じることができるような空間をつくります。



滋賀県産木材を利用したベンチ

### (4) 公園内に導入を検討している施設【再掲、まとめ】

#### 1) 施設の種類

- ・第1種陸上競技場、第3種陸上競技場、野球場（存置）、駐車場
- ・その他施設

例えば、庭球場、多目的広場、芝生広場、休憩所、ジョギングコース、緑地緩衝帯などの整備について検討します。

(スポーツ会館、プールは公園内に導入しません。)



現有施設の敷地（約14ヘクタール）に隣接する約8ヘクタールを加え、全体22ヘクタールまで敷地を拡張します。

#### 2) ゾーニング

- ・施設の配置・ゾーニング（案）について、次図のとおり計画しています。

施設配置図（ゾーニング図）案

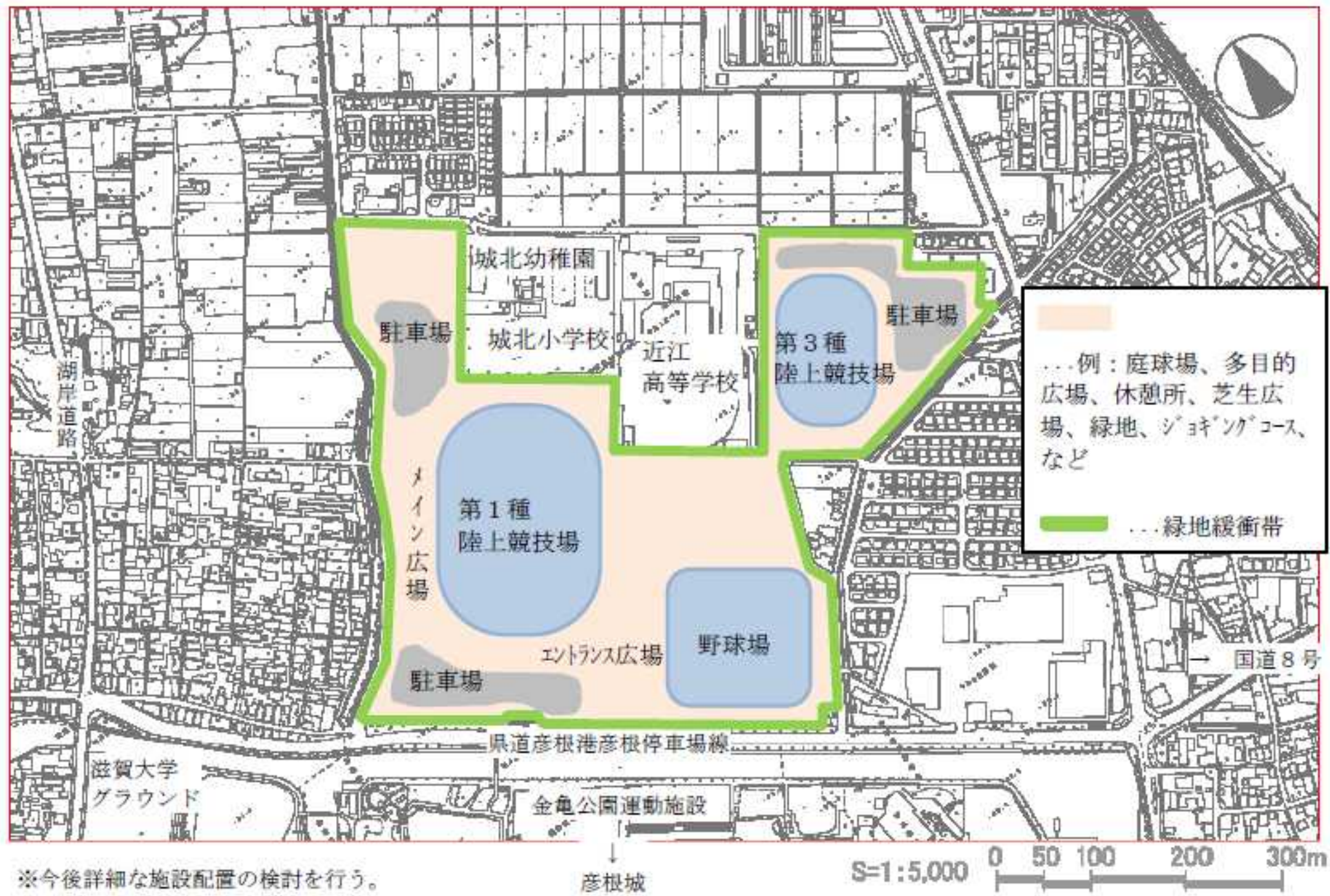


図 5.1 施設配置図（ゾーニング図）案



・公園の整備イメージパースを作成しました。



図 5. 2 エントランス広場から彦根城を望む

## 第6章 事業化の検討

### 6-1 公園整備スケジュールの検討

国体開催に向け、次の整備スケジュールをもとに、公園整備を着実に進めていきます。

作業項目	H26年 (10年前)	H27年 (9年前)	H28年 (8年前)	H29年 (7年前)	H30年 (6年前)	H31年 (5年前)	H32年 (4年前)	H33年 (3年前)	H34年 (2年前)	H35年 (1年前)	H36年 (開催年)
都市公園 計画・設計	基本構想・基本計画～基本設計～実施設計									供用開始 ↓ リハーサル大会開催	第24回全国障害者スポーツ大会開催 第79回国民体育大会
基盤整備 ほか				既存施設解体・基盤工事、 その他公園施設工事							
施設整備			施設設計		建築工事						

図 6.1 整備スケジュール

### 6-2 今後の主な課題

#### ○関係法規制等への対応

- ・第1種陸上競技場の高さについて、地盤の高さや建物の構造やデザインなどを工夫して周囲の景観の負担とならないようできるだけ抑えられるよう検討します。
- ・公園整備に適した用途地域の変更等について彦根市と協議します。
- ・計画地の軟弱地盤への対策を検討します。

#### ○景観への配慮

- ・計画地が彦根城に近接していることから、公園整備において景観や眺望への負荷軽減を図ることは大変重要であると認識しており、施設の配置計画や施設の規模、デザイン、色彩などの検討過程において、景観や眺望に配慮します。
- ・陸上競技場などの建物の圧迫感を軽減するため、公園一帯を樹木で覆い、公園全体での工夫も検討します。
- ・彦根城の世界遺産登録への取組との調和に配慮し、城下町の町並みをイメージする建物の形状や意匠、色彩などを検討します。

#### ○交通計画の検討

- ・計画地周辺の交通渋滞への対応として、現在計画中の都市計画道路等の整備を関係部局とともに継続して進めます。また、国体開会式時には、交通規制等により交通渋滞を回避できるよう、道路管理者・警察等と協議します。

### ○地域住民への説明

- ・公園整備や敷地拡張に関して、地域住民や地権者の皆さんに説明し理解を得るよう努めます。

### ○民間活力の導入

- ・人々に長く愛着を持って利用される公園とするため、施設の整備や管理運営の面で民間のノウハウや創意工夫の活用を検討します。
- ・新たな財源を確保し、施設を安定的に運営するため、ネーミングライツの導入について検討します。

### ○企業や住民の参画の検討

- ・記念植栽、手形陶板など、子供にプレイベントとして参画してもらい、愛着を持ち将来のサポーターになってもらうような取り組みを検討します。
- ・地域の企業との連携により、滋賀の魅力を発信し、ビジネスチャンスを生み地域経済の活性化とつながるような取組を検討します。
- ・すべての人びとが美しく住みよい街づくりに向けた取組への気付きとなるよう、サポーターを募るなど公園の美化活動を検討します。